2 7 度 新 ェ ネ イ ノ 第 0 9 1 8 0 0 7 号

 平 成 2 7 年 9 月 2 5 日

 国立研究開発法人 新エネルキ゛ー・産業技術総合開発機構

 技 術 戦 略 研 究 センター・イノへ゛ーション 推 進 部

NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的(知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、 その成果を事業活動において効率的に活用すること)及びプロジェクトの目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。 本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に置くとともに、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成27年5月)を参考にする。

## 1. 本方針で用いる用語の定義

#### (1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出をいう。

#### (2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

#### (3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

#### (4) フォアグラウンド I P

フォアグラウンドIPとは、プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的 財産権をいう。

#### (5) バックグラウンド I P

プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

#### 2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第19条)の適用

NEDOは、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第19条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なくNEDOに報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド I P を無償でNEDOに実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I Pを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に 当該フォアグラウンド I Pを実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I Pの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらか じめNEDOの承認を受けること

#### (2) 知的財産権の利用状況調査 (バイ・ドール調査) の実施

NEDOは、成果の有効活用を図るため、受託者に対して、バイ・ドール調査を実施し、 知的財産権の利用実態を把握するものとする。

## (3) その他の事項

受託者の合併等により当該委託業務に係る知的財産権の移転が生じる場合は、事前にNE DOに届け出るものとする。

NEDOは、当該受託者が保有するフォアグラウンドIPについて、移転等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、再実施権付き通常実施権を要求する等、必要に応じて移転等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

#### 3. プロジェクト参加者間の合意書で定める事項

#### (1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。 知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施 許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者 の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

#### (2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

## (3) プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

#### (4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該 発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、NEDO が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についてのNEDOとの協議等が必 要である。

## (5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとと もに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

#### (6) フォアグラウンドIPの帰属

フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドIPの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

#### (7) 共有するフォアグラウンド I Pの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとすることを原則とする。

この際、自ら実施できない大学等が共有権者となる場合について、大学等に実施能力がないことを根拠とした補償の取扱いは、以下のとおりとする。ただし、共有権者間の合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

- ① 実施前期間においては、原則として、無償とするものとする。
- ② 実施期間中においては、原則として、大学等が第三者への実施許諾を自由に行使できるのであれば無償とすること、逆に、第三者への実施許諾ができない(共有権者が独占的地位を確保する)場合については、有償とすることについて検討するものとする。

## (8) 知的財産権の実施許諾

#### ①プロジェクト期間中の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPを含む。後記②においても同じ。)について、プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者によるプロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

#### ②プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がフォアグラウンドIPを用いてプロジェクトの成果を事業化する ために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾す ることを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特に、バックグラウンドIPの取扱い)については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、合理的な解決を図るものとする。

#### ③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

#### (9) フォアグラウンド I Pの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、フォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

#### (10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、プロジェクトから脱退した場合においても、知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

## (11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

## (12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

#### 4. 未利用成果等の活用促進

NEDOは、プロジェクトによる技術開発成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、第三者への開放が可能な成果(サンプル、知的財産権等)については、その成果の活用を希望するユーザーとのマッチングによる未利用成果等の活用促進を図るものとする。

また、NEDOは、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、日本版バイ・ドール規定の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

## 5. その他

本方針は、平成27年10月1日から適用する。

#### (改訂履歴)

平成22年12月 第1版

平成24年12月 第2版

平成27年 6月 第3版

平成27年 9月 第4版

#### 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、 御了知願います。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月中に締結した契約については原則として93日以内)

## (参考資料1)

# 追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。 NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的 裨益の把握、及び NEDOの業務運営改善等を目的として、終了した NEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

## 追跡調査・評価に関する問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 評価部

TEL: 044-520-5161

FAX : 044-520-5162

## 追跡調査・評価の進め方

終了翌年度

終了直後調査

研究開発の進捗状況及び NEDO プロジェクト実施時のマネジメント に関するアンケート調査

- 1) 研究開発の段階(研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別)
- 2) プロジェクト実施の成果及び効果(成果達成度、製品化・上市予定等)
- 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント



2, 4, 6年後

プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査

簡易追跡調查

- 1) 研究開発の段階(研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別)
- 2) プロジェクト実施の効果(売上、波及効果等)



終了翌年度 2, 4,6年後 終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、

新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」 を対象にした詳細調査(アンケート、必要に応じてヒアリング)

## 詳細追跡調査

1)成果の詳細な把握(製品化・上市事例、派生技術、標準化等)

※企業のみを対象

2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯

3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント

NEDO プロジェクトの効果や改善点の評価

方法:研究評価委員会及び分科会における評価

追跡評価

観点:1) 国民への説明責任の履行

2) NEDO業務運営の改善

3)技術開発戦略への反映

#### 【調査期間】

プロジェクト終了後、<u>原則5年後までの状況を調査(6年間の調査)</u>。 プロジェクトによっては、6年を超える状況を調査させていただく場合がございます。

#### 【調査対象】

- ① <u>NEDO からの資金を得てプロジェクトに参加した機関</u>(委託先、助成先、再委託先等)です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合(技術研究組合等)は、各構成機関も調査対象となります。
- ② プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ③ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合(法人間の合併、事業承継等)は、承継先機関が調査対象となります。

#### 「追跡調査・評価」に関する補足事項

- Q. 追跡調査・評価とは何ですか
- A. NEDO プロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向(調査は6年間)についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。
- Q. どのプロジェクトが対象なのですか
- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えば LCA 評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDO が研究開発の委託や助成を行っていない機関(委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等)
- Q. 何のためにやるのですか
- A. NEDO プロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDO プロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDO の技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。
- Q. 具体的に何をすればよいのですか
- A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後 1、2、4、6 年目に 追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答は Web 上で行っていただきますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査(一部の企業等)にも御協力願います。